

由田議員 要望項目一覧

令和元年度6月補正分

要望項目	左 に対する 対応方針等
<p>鳥取県部落差別撤廃条例の制定について</p> <p>2016年に「部落差別解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が制定されましたが、鳥取ループによってネット上に公開された「鳥取県内の同和地区」は、懸命な削除要請にもかかわらず未だに掲載されたままになっています。また、同一人によって「部落探訪」という題名で、同和地区の様子が写真や動画、差別を煽る文書とともに公開されたり、1975年に大問題になった「部落地名総監」と同じものを発行・販売しようと目論むなど確信犯的差別行為が行われています。</p> <p>また、鳥取県内においても各自治体に同和地区を問い合わせる差別行為や住民を誹謗中傷する差別発言、差別投書、HPへの差別書き込み等が発生している現状があります。</p> <p>残念ながら、部落差別解消推進法は制定されたものの部落差別はなくなる現実がありません。</p> <p>このような現状を踏まえ、鳥取県行政として部落差別解消推進法をより具体化する内容を持った部落差別撤廃をめざす「部落差別撤廃条例」の制定をお願いします。</p> <p>※最近では、福岡県、奈良県などで同様の条例が制定されています。</p>	<p>県としては、鳥取県人権尊重の社会づくり条例に基づく鳥取県人権施策基本方針の中で、部落差別の解消を重要課題として様々な取組を進めており、部落差別解消推進法の施行（平成28年12月16日）を受け、平成29年度から鳥取県同和対策協議会において、部落差別の解消に向けて早期に対応すべき課題に係る具体策について検討を進めてきた。</p> <p>平成30年度には部落差別の解消に向け、早期に対応すべき課題に係る具体的な施策や今後の取組方針、スケジュール案をまとめ、次のとおり取り組みを進めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部落差別問題学習資料の活用、「教職員研修プログラム」の作成 ・効果的な小地域懇談会の支援策検討 ・ネットモニタリング・ネットワーク（仮称）の発足（関係機関との情報共有等） ・隣保館相談支援機能強化の取組 ・差別の実態把握 <p>こうした中、県の法規範である条例を制定する場合は、その意義、目的、内容等について県の実状を踏まえた上で、県民や関係団体、関係機関等の総意に基づいて議論する必要がある。また、実効性が確保された条例とするためには、条例独自の規定について、法律との関係やその有効性等を慎重かつ精緻に検討する必要がある。</p> <p>まずは福岡県、奈良県など他県の状況を伺ってみたい。</p>